

【別紙様式】

習志野市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	コミュニティバス事業者支援事業		
総事業費 (千円)	19,023千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	19,023千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いコミュニティバスの利用者が減少する中、密を避けるために運行本数を減便することなく運行を継続している事業者に対しての支援。これにより安定した運行を継続し、運行事業者を本事業から撤退させないため。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 コミュニティバスを運行継続するための費用 支援金：19,023千円（上限額） 内 訳：ハッピーバス運行事業者 17,799千円（想定上限額） ナラシド♪バス運行事業者 1,224千円（想定上限額）</p> <p>③交付対象 1）交付対象者 習志野市コミュニティバスを運行する事業者 2者 (京成バス株式会社、京成タクシー習志野株式会社) 習志野市コミュニティバス事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少しているが、コミュニティバス事業の縮小、廃止等は、市民が生活の足を失うことになるため、事業の実施主体である上記2者を交付対象者として、支援金を交付する。 2）交付対象者の選定理由・選定方法 習志野市の地域公共交通空白・不便地区を解消するために運行している、習志野市コミュニティバスの事業者</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症拡大により利用が減少している状況においても、コミュニティバスの安定した運行を図ることにより、市民の足が維持され、安定した生活が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>習志野市コミュニティバス事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の大幅な減少により、令和3年度の利用者数が、2者とも前々年度比で約26%減少し、このままでは、事業の継続が困難な状況に陥っており、支援に対する要望書も提出されている。</p> <p>京成バス株式会社、京成タクシー習志野株式会社を交付対象者として支援金を交付し、習志野市コミュニティバス事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		